

別紙様式 1 (別紙)

令和 3 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>監査対象 部局等名</p> | <p>農林水産部</p> |
| <p>包括外部 監査人の 指摘事項</p> | <p>令和 1 年度補助金交付案件について、事業計画書の記載内容に不合理な点がある補助金を交付しており、かつ、補助金交付後も実績報告書の入手や現地調査を実施していなかった。 所管課は、富山市企業等農業参入対策事業実施要領に従って、事業計画書の内容に不合理な点が無いか慎重に検討する必要がある。また、補助金交付後は、補助金が適切に使用されているかどうか検討するため、適切な時期に実績報告書を入手し、その内容を検討するとともに、現地調査を実施する必要がある。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>補助金交付後も実績報告書の入手や現地調査について未実施であった、当該令和 1 年度補助金交付案件に関して、事業実施年度の 3 年後にあたる令和 4 年度においては、6 月 6 日付けの農業経営状況報告を受けており、翌 7 日に現地調査を実施したところである。 結果、補助対象は適切に利用されており、適切な事業実施をしていることが認められるものであった。 なお、当事業は、利用実績も少ないことを踏まえて、令和 3 年度をもって廃止としているところであり、今後、同様に補助金を交付する事業については、事業計画書の合理性の検討や、交付後の適切な時期の実績報告の入手および現地調査の実施などに努めてまいりたいと考えている。</p> |

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。